

# 第3章 循環型社会をつくる

## 第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

### 1 概要

清掃事業は、平成12年に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、残余年数が50年程とされています。最終処分場の延命化を図るために、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについては、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」ことを基本理念とし、循環型社会の形成に向けた施策を進めています。

### 2 区における計画体系と方針

区は、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま」をめざして総合的な環境施策を進めてきました。平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成11年12月条例第56号）を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成23年3月には、リサイクル事業と廃棄物処理を一体的に進めるため、「練馬区リサイクル推進計画」を含めた計画として「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

#### (1) 練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成32年度）

区は、本計画の基本理念を「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」としました。

そのうえで、循環型社会を実現するために、きわめて重要な一般廃棄物処理を通じて、持続可能な社会を形成し、未来につなぐ練馬区をめざす計画としました。また、一般廃棄物処理の主要な目的である公衆衛生の向上と良好な生活環境を維持す

るためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たす必要があります。各自が役割を果たすことが、生活の場・事業活動の場としての練馬区の価値を高めることとなります。

本計画は、第5章に「リサイクル推進計画（3R・適正処理計画）」を含めました。リサイクル推進計画は、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざす計画としています。この目的を達成するために、①廃棄物の発生抑制を図ること②再使用を再生利用に優先すること③再生利用にあたっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること④廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理することの4点をリサイクル推進計画の基本事項としました。この基本事項に基づき施策を体系化し、「重点的取組項目」と「継続する取組項目」とに分け事業を展開しています。

また、本計画で、一般廃棄物の収集ごみ量、資源量、発生量などの目標を設定しています。例えば、収集ごみ量は、区民一人1日あたりのごみ排出量を平成21年度の一人1日あたり551gから平成32年度には一人1日あたり470gにすることを目標値としています。

### 3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進めるという考え方により、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方に基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。

- ① リデュース（Reduce）：ごみの発生を抑制する
- ② リユース（Reuse）：すぐごみとするのではなく再使用する
- ③ リサイクル（Recycle）：資源として再生利用する

### 4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置されました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、さまざまな検討・協議を経て、区は、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議します。平成26年10月に発足した第8期の会議体（平成26年10月～平成28年10月）では、「練馬区リサイクル推進計画」について審議を行います。

## 5 統計から見たごみと資源

### (1) ごみ量、資源量の推移

#### ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量は表1、グラフ1に示すとおりです。

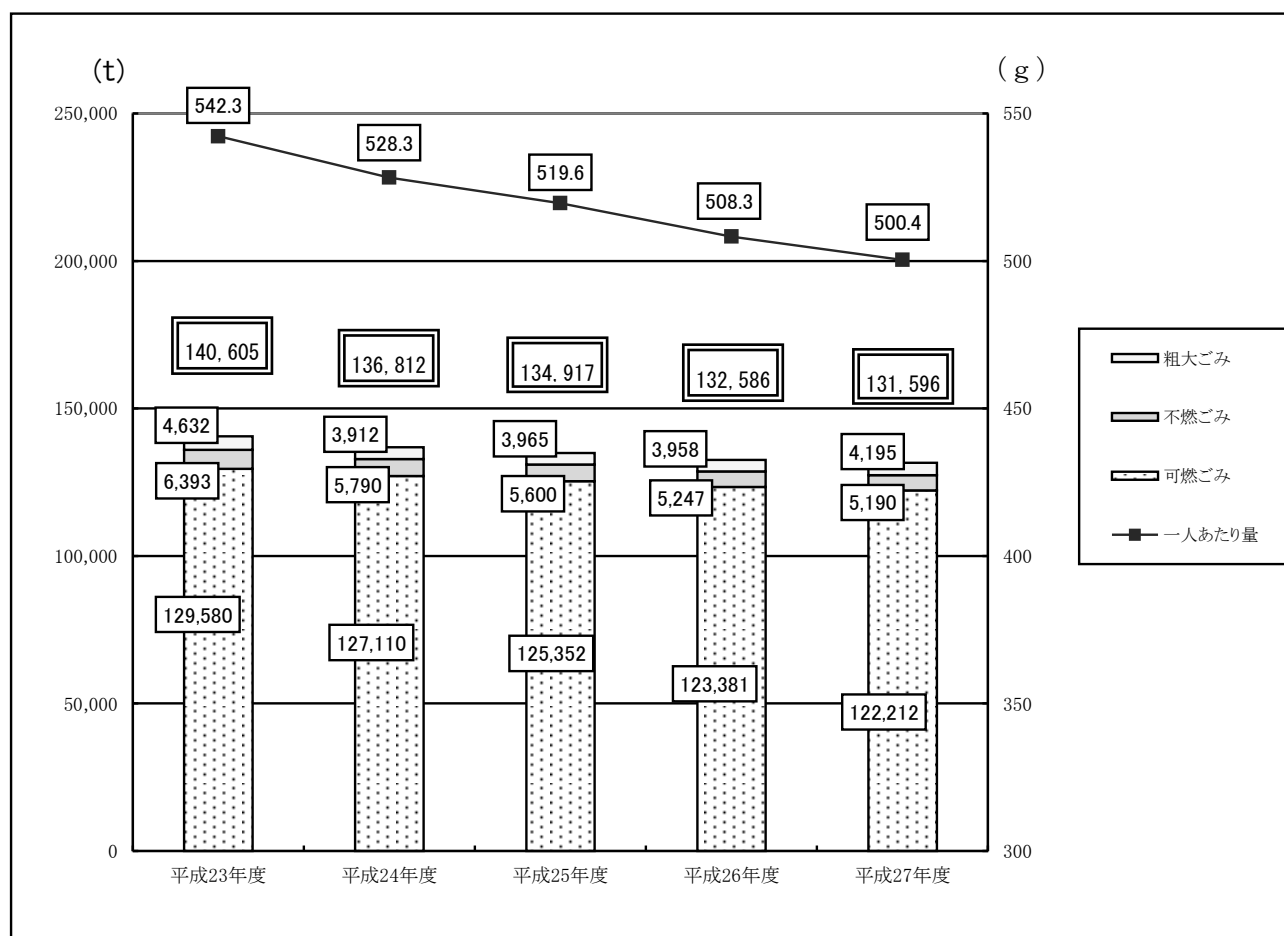
表1 区が収集するごみ量と区民一人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口 (人)	707,903	709,427	711,380	714,567	718,505
可燃ごみ (t)	129,580	127,110	125,352	123,381	122,212
不燃ごみ (t)	6,393	5,790	5,600	5,247	5,190
粗大ごみ (t)	4,632	3,912	3,965	3,958	4,195
計 (t)	140,605	136,812	134,917	132,586	131,596
区民一人1日あたり量 (g)	542.3	528.3	519.6	508.3	500.4

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口

グラフ1 区が収集するごみ量と区民一人1日あたりのごみ排出量の推移



## イ 資源量

区が回収している資源品目は、古紙、古布、びん・缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電および蛍光管などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2に示すとおりです。

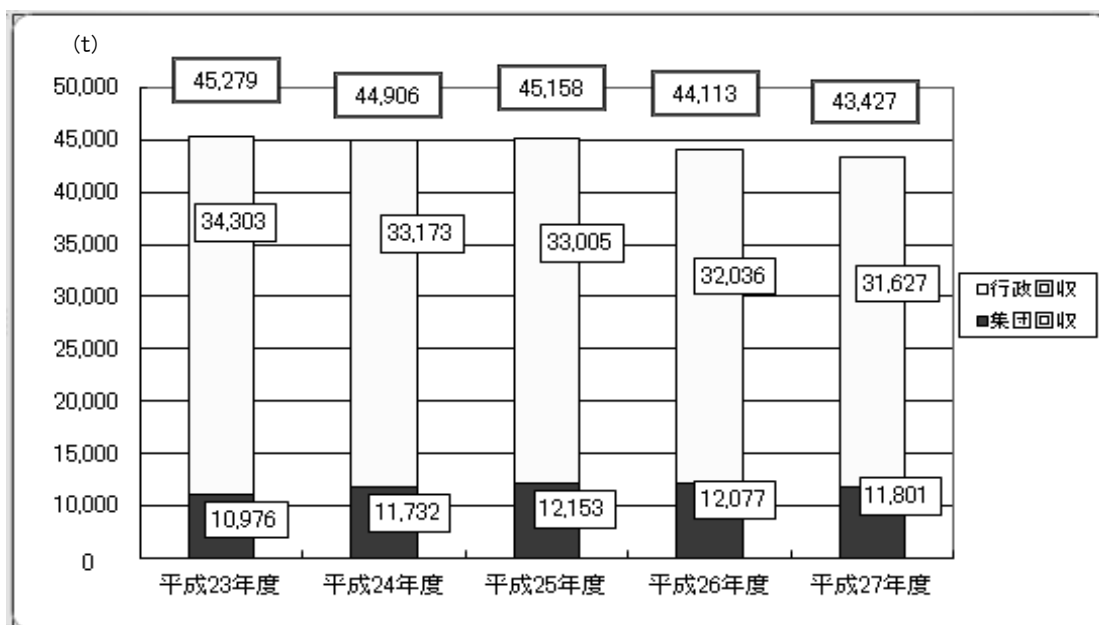
表2 資源回収量の推移

(単位:t)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資源回収量計		45,279	44,906	45,158	44,113	43,427
集団回収		10,976	11,732	12,153	12,077	11,801
行政回収		34,303	33,173	33,005	32,036	31,627
内 訳	古紙	17,943	16,708	16,522	15,862	15,559
	古布	557	507	465	462	488
	びん(リターナブル)	487	497	506	497	482
	びん(ワンウェイ)	4,937	4,862	4,940	4,908	4,980
	缶(スチール)	1,455	1,398	1,363	1,305	1,275
	缶(アルミ)	684	662	648	625	618
	ペットボトル	2,430	2,322	2,336	2,285	2,086
	乾電池	94	91	85	75	87
	容器包装プラスチック	5,423	5,275	5,219	5,156	5,166
	廃食用油	18	19	18	18	19
	金属類	265	733	791	749	739
	小型家電	1	2	3	3	3
	布団	10	97	109	91	124
	蛍光管	—	1	1	1	1

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

平成 27 年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ 3 です。可燃ごみ、不燃ごみの中には、区が資源として回収しているものが、それぞれ 19.6%、12.8%含まれています。

グラフ 3 平成 27 年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果

